

「妊娠からの子育て相談コーナー」を新設します

市では、妊娠期や出産期、子どもの発達に関するさまざまな相談に対し、相談者の利便性を向上させるため、妊娠から子育てまでの～育み相談コーナー～など分かれていた窓口を一本化し、子育て支援課内に窓口を新設しました。

【4月1日(水)から】

課 名	窓口名など
子育て支援課	子どもサポート係 「妊娠からの子育て相談コーナー」 (市役所1階16番窓口)

☎ 子育て支援課 子どもサポート係
☎ 0256・77・8224

市有地公売

燕地区3件、吉田地区1件、分水地区1件
 期 4月1日(水)～20日(月)まで

詳しくは…
 市ホームページ> 市政情報 > 公売情報

スマホなら二次元コードで簡単にアクセスできます▶▶▶



☎ 用地管財課 用地活用推進室
☎ 0256・77・8271

燕市国民健康保険からのお知らせ

■国民健康保険の加入・脱退の届け出について

就職、退職や住所変更などで保険証が変更になるときは、事由が生じた日から14日以内に手続きをしてください。国民健康保険の加入・脱退手続きは、会社は代行しませんので各自で手続きが必要です。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入するとき	職場の健康保険を脱退したとき(職場を退職した場合や、家族の被扶養者でなくなった場合など)	健康保険資格喪失連絡票などの脱退した日が確認できる書類
	市外から転入してきたとき	転出証明書
国保を脱退するとき	社会保険など他の健康保険に加入したとき(就職した場合や、家族の被扶養者になった場合など)	国保の被保険者証 新しく加入した保険証(全員分)、または健康保険資格取得連絡票
	市外へ転出するとき	国保の被保険者証
その他	修学のため市外へ転出するとき	国保の被保険者証 在学証明書や学生証の写し(有効期限のわかるもの)など
	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	国保の被保険者証

上記の「届け出に必要なもの」のほか、次のものをお持ちください

- 運転免許証など届け出人の本人確認ができるもの
- 印かん(保険証切り替えに伴う他の手続きが必要な場合があります)
- 委任状(同一世帯以外の方が手続きを代行する場合に必要です)
- マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード(世帯主と異動する人の分が必要です)

※新しい保険証が届く前に医療機関を受診する場合、保険証が変わることを医療機関の窓口申し出てください。これまでの保険証で受診すると、市が負担した医療費を後日返納してもらうことがあります。

※国保への加入手続きが遅れた場合でも、資格を有した日にさかのぼって国民健康保険税が課税されます。

■介護保険適用除外の届け出について

燕市国民健康保険に加入している40歳～64歳までの人で、介護保険の適用除外施設に入所している人は、届け出をして介護保険適用除外の該当になった場合、国民健康保険税の一部を納付する必要がなくなります。詳しくは下記問い合わせ先へご相談ください(適用除外施設を退所した場合は、介護保険適用除外非該当の届け出が必要です)。

■手続き・問合せ 保険年金課 国保係(市役所1階9～11番窓口) ☎ 0256・77・8132

住宅取得を補助します 移住家族支援事業・まちなか居住支援事業

燕に住むために住宅を取得する子育て世帯などで、一定の条件を満たした人を対象に、住宅取得費の一部を補助します。

	① 移住家族支援事業	② まちなか居住支援事業
対象者	転入者 (賃貸住宅に移り住み2年以内の世帯含む)	市民 (申請時の年齢が満50歳未満の人)
対象住宅	移住場所が市内である住宅	居住場所が「燕市立地適正化計画」で設定している「居住誘導区域」内であること 市ホームページをチェック!
共通要件 ※全て満たす人	<ul style="list-style-type: none"> ●補助対象住宅(昭和56年6月1日以降に着手など)を新築または購入するため、金融機関などの借入契約(償還期間10年以上)を締結し、その住宅に2人以上で居住する人 ●市税などを滞納していない人 ●新築の場合…申請時点で基礎工事に着手しておらず、交付申請書を年度内に提出できる人 ●購入の場合…申請時点で契約していない人 	

受付開始日

4月1日(水)

※予算額に達し次第受付終了

補助金額

転入者は最大100万円、市民は最大25万円が上限です。

基本額・条件に応じた加算額など、詳細は市ホームページをご確認ください。

申請方法

申請書を都市計画課 都市計画係(市役所2階16番窓口)へ提出。郵送不可。

その他

住宅ローン「フラット35」を利用し住宅を取得する場合、金利の優遇を受けることができます。

事前相談・問合せ

都市計画課 都市計画係 ☎ 0256・77・8263

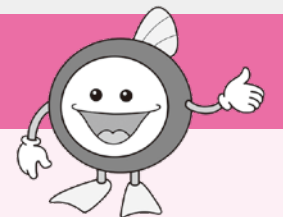
詳しくはこちら▶▶▶



早期の接続にご協力ください!

下水道の供用を開始した区域をお知らせします

3月31日から、下記の区域で下水道が使用できるようになりました。早めの接続工事と、受益者負担金(整備により利益を受ける人が支払うお金)の納付にご協力をお願いします。



下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

チェック!

- ☑ 区域にある土地の所有者・使用者・占有者は、その土地の下水を速やかに下水道に接続し、環境の改善にご協力をお願いします。
- ☑ 開始区域内にある「汲み取り式トイレ」は、供用開始から3年以内に水洗トイレに改造することが下水道法に定められています。
- ☑ 下水道計画区域外で合併処理浄化槽に転換する人に補助金を交付します。詳細は15ページをご覧ください。

●開始区域

※各区域の一部。

図面は市ホームページでご確認ください。



燕地区	八王寺・下太田・廿六木三区・水道町四丁目
吉田地区	吉田旭町一丁目・吉田旭町二丁目・吉田旭町四丁目・吉田下中野・吉田西太田・吉田鴻巣
分水地区	笈ヶ島

早期に接続した場合のホトクな制度

供用開始日から1年以内に接続すると、下水道使用料が1年間無料になります(新築は対象外)。

そのほかの場合にも、次のような制度があります。

●供用開始日に関係なく、市内の金融機関を通して、低利な排水設備資金を受けられる貸付金制度があります(新築と集合住宅は対象外)。

●下水道への接続は、住宅リフォーム助成の対象です。詳細は10ページをご覧ください。また、営繕建築課 建築指導係(☎ 0256・77・8282)までお問い合わせください。

問合せ

下水道課 計画管理係
(市役所2階18番窓口)
☎ 0256・77・8291